

特に遺言書を作成した方がいい人

次に該当する方は、特に遺言書の作成が望ましい方です。

①お子さんがいないご夫婦

➡配偶者だけでなく、**兄弟姉妹にも相続権**があります。相続財産がほぼ自宅不動産のみのような場合、配偶者が自宅に住み続けられなくなるおそれがあります。「全財産を妻に相続させる」のような遺言書を書くことで、妻の老後の生活を守ることができます。遺言書が老いた妻への感謝状にもなるのです。

②認知症（リスク含む）の相続人がいる

➡認知症等により判断能力のない相続人がひとりでもいると、遺産分割協議ができなくなります。そういう場合、**法定相続分**で分けるか（不動産共有）、裁判所に**法定後見人**あるいは**特別代理人**を申し立てる必要があります。お金も時間も手間もかかります。2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると予測されている今、遺言書で指定しておけば安心です。

③身寄りのないおひとり様

➡**財産は国のもの**になります。遺言書で指定することで、寺・教会や日本赤十字社や社会福祉法人、活動を応援しているNPO、お世話になった人等に遺贈することもできます。

④前の配偶者との間に子どもがいる

➡例えば、先妻との間の子どもにも相続権があるため、後妻の家族と**遺産分割協議で揉める可能性**が高くなります。また、居場所が分からないと、遺産分割もままならず、相続人が暮らしに困ることもあり得ます。

遺言書のメリット

- ★感謝を伝えるラブレターにしてラストレター
- ★相続の揉め事を減らし、家族に安心を
- ★遺産分割協議が不要、相続手続きが楽になる

公正証書遺言作成サポート 100,000円（税別）

自筆証書遺言作成サポート 50,000円（税別）

〔ご相談・ご提案・案文作成・書類取得・書類作成、公証役場とのやり取り・調整等〕

*詳細はご相談時に。お見積りいたします。

無料個別相談（電話・対面45分）

上記以外にも、**遺言書が必要なケースはたくさんあります！**

ひろせゆき行政書士事務所では、無料個別相談を実施しています。状況をお聞きし、遺言書があった方がいいかどうか等のアドバイスをさせていただきます。コロナ感染防止のため、業務はお電話やメール、郵送でのやり取りだけで進めることも可能です。是非一度ご相談ください。



ひろせゆき行政書士事務所
代表 廣瀬由紀

〒169-0075 新宿区高田馬場1-31-16 ワイム高田馬場ビル504

Tel: 080-4335-1002 / 03-4400-1182

(平日10:00~18:00・土曜10:00~15:00)

Mail: info@hiroseyuki-office.com

<https://hiroseyuki-office.com/>



<業務内容>

遺言書作成サポート・任意後見契約・相続手続
示談書・離婚協議書作成サポート・夫婦問題カウンセリング
外国人の入管手続き・HACCP
各種許認可（古物商許可・障害福祉サービス申請等）